

議案第 5 4 号

財産の取得について

財産を次のとおり取得したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 8 日 提出

(2025 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

1 事業名

児童生徒学習用タブレット端末等購入事業

2 契約の方法

随意契約

3 契約金額

金、351,054,000円（消費税・地方消費税を含む）

（金、319,140,000円（消費税・地方消費税を除く））

4 契約の相手方

京都府市町村 GIGA スクール共同事業体

代表者 京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町830番地

京都エクセルヒューマンビル

株式会社内田洋行 I T ソリューションズ

代表取締役 新家俊英

提案理由

児童生徒学習用タブレット端末等購入に係る契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年城陽市条例第7号）第3条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) ～ (7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) ～ (15) 略

② 略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格20,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又

は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

参考資料

1 購入内容

市立小中学校の児童生徒が授業等で利用するタブレット端末（i P a d）及び周辺機器

2 納入期限

令和8年（2026年）3月31日

3 随意契約理由

端末等の調達にあたっては、財源となる国庫支出金の規定により、各都道府県及びその域内の市町村による共同調達を行う必要がある。京都府内においては、京都府及び府内市町村が参画した「京都府市町村教育情報化推進協議会」において端末等の仕様等を決定し、当協議会が公告する一般競争入札により事業者及び金額を決定している。これを受けて各市町村は当該事業者と随意契約を締結する。